福島県環境教育等行動計画(改定版)【概要】

福島県環境教育等行動計画について

- 〇 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」(平成23年6月公布、以下「環境教育等促進法」。)に基づく県の行動計画として、平成26年3月に策定。
- 〇 平成28年7月の福島県環境創造センター全面開所や、平成29年3月の「福島県環境基本計画」改定を踏まえ、平成29年12月に見直し。
- 行動計画の対象期間: 平成26年度~平成32年度まで。

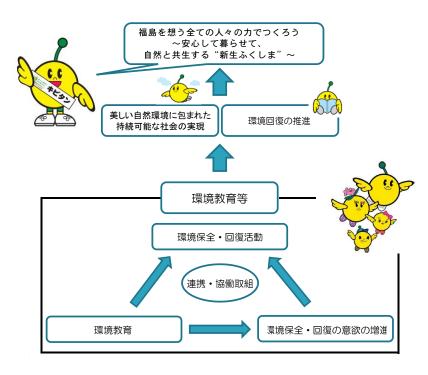
福島県の環境教育等を取り巻く動向

- 東日本大震災から6年以上が経過し、除染の進捗や福島県環境創造センターの全面開所など、 県土の環境回復に向けた取組は着実に進展。
- 原子力発電所の事故に伴い生じた汚染廃棄物の処理促進のための取組や必要な除染等の実施 など、引き続き環境回復の推進に最優先で取り組むことが必要。
- 循環型社会の形成、低炭素社会への転換、自然共生社会の形成といった**持続可能な社会を実 現していくことが重要**。
- 県民、民間団体、事業者、行政など全ての主体が自ら、連携・協働して環境保全・回復活動の 取組を広げるため、環境教育等を推進することが必要。

環境教育等の推進に当たっての考え方

- 環境保全・回復活動、環境保全・回復の意欲の増進及び環境教育を推進するため、それぞれの 主体が相互に連携・協働した取組を推進。
- 持続可能な社会の実現、環境回復の推進のため、全ての主体において環境保全・回復活動の取 組を促進。

福 島 県 に お け る 環 境 教 育 等 ഗ イ X ジ



【取組主体間における適切な役割分担】

①家庭の役割

・環境への負荷を 減らし、環境への 負荷の少ない生活 様式を実践するこ とが重要。

②学校の役割

・自ら問題を発見し、主体的に考え、 判断・行動できる 実践的な態度や能力を育成する役割 が期待される。

③地域・民間団 体の役割

・地域において互いに協力し合いながら、活動の輪を広げていくことが期待される。

④事業者の役割

・環境に配慮した事業活動や地域社会の一員として環境保全・回復活動への積極的な参加・協力が期待される。

⑤行政の役割

- ・情報収集、必要 な情報や機会を提 供。
- ・民間団体の活動 や各主体間の連 携・協働などを支 援。

【参加と協働】

- ・ 県は、環境保全に関する知識の普及や実践活動の支援などを行い、自発的な参加による活動を支援。
- ・ 県は、これまで以上に各主体の幅広い参加と協力が得られるよう、交流や情報発信を進め、協働による 活動を促進。

【取組の継続性】

・県は、人材確保や育成、交流等を通じ、県民、民間団体、事業者などが継続的・発展的に環境教育等に 取り組むことができるよう支援。

環境回復・創造の総合的な拠点 「福島県環境創造センター」の活用

- 三春町と南相馬市に環境回復・創造の総合的な拠点「福島県 環境創造センター」を整備しました。
- 国際原子力機関(IAEA)との協力プロジェクトや、日本原子力研究開発機構(JAEA)及び国立環境研究所(NIES)と県の三者が一体となった調査研究等に取り組んでいます。
- 県内の環境情報の収集・発信や教育・研修・交流の機能をも ち、広く国内外へも情報発信する環境回復・創造の総合的な拠点 としての役割を担います。



福島県環境創造センター(三春町)

家庭における環境教育等

- ○環境の現状や体験型の環境教育プログラムなどの環境情報 や、放射線に係る正確な情報を内容・方法等を工夫しなが ら提供。
- 〇再生可能エネルギーの導入や、クール(ウォーム)シェア の取組等の促進させ、環境にやさしい生活様式が実践され るよう意識の醸成を図る。

など

指 標

①住宅用太陽光発電設備設置件数及び設置容量(累計)、 ②クールシェアスポット登録数

学校における環境教育等

- ○「福島議定書」事業(学校版)の実施などにより、学校生活における環境負荷低減に関する実践や知識の習得を進め、 児童生徒の主体的な行動力を育成。
- 〇学校外の環境保全・回復活動への積極的な参加促進や、学 習成果の発表の場を提供することにより、児童生徒と教職 員双方の継続的・自主的な取組を促進。
- ○体験を重視した環境教育等の指導を行うことのできる教員 の育成。

など

指標

③福島議定書(学校版)参加校数、 ④せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数、 ⑤田んぼの学校実施校数、 ⑥尾瀬で自然環境学習を行っ

た県内児童・生徒数

地域における環境教育等

- ○地域や団体が主催する学習会などへ環境アドバイザー等の 専門家を派遣し、地域での取組を支援。
- ○せせらぎスクールの指導者を養成するための講座を実施するなど、地域における環境教育の指導者を養成。
- ○人材や取組の参考事例など、地域における実践行動に役立 っ情報を提供。
- ○環境教育関連情報の提供や講師の派遣などを行い、市町村 における環境教育を担う機関の事業や職員研修を支援。

など

指標

⑦環境アドバイザー等派遣事業受講者数(累計)、 ⑧せせらぎスクール参加団体数、延べ参加者数(再掲)、 ⑨森林づくり意識醸成活動の参加者数

職場における環境教育等

- ○職場に出向いて、環境に関する講座を実施。
- 〇化学物質に関するリスクコミュニケーション促進を図るため、専門家を派遣し、専門的な知識等の普及を図る。
- ○体験型の教育プログラム等の情報を提供し、従業員に対する研修への体験型の環境教育の導入を支援。
- 〇「福島議定書」事業(事業所版)により、事業者が環境負荷低減を図ることを推進。

など

指標

⑩「福島議定書」事業(事業所版)参加事業所数

各主体間の連携・協働取組

- 〇環境部局と教育委員会、関係部局、市町村、関係団体との 情報交換や連携の強化。
- ○ふくしま環境活動支援ネットワークを活用し、各機関から 提供された環境に関する情報を構成団体、関連機関等へ情 報発信。
- 〇環境保全・回復に係る出前講座等を行う民間団体等を環境 教育サポート団体として登録し、情報を地域等へ提供。 など

指標

①県とNPO・ボランティア との協働取組の事例数、 ②環境アドバイザー等派遣事 業受講者数(累計)(再掲)

環境学習施設の活用

- ○「コミュタン福島」での子どもたちの学習活動の充実や、 企画展の開催、調査研究成果の発表会の開催を通じて、環 境保全・回復の意欲の増進等に努める。
- ○「アクアマリンふくしま」や「フォレストパークあだた ら」を活用し、その特徴をいかした環境教育等の取組を進 める。 など

指標

③福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」利用者数、⑭「コミュタン福島」で環境学習を行った県内小学校の割合、⑯アクアマリンふくしま入館者数

体験の機会の場の認定

○体験の機会の場について、環境教育等促進法に基づき、適切に認定・周知。 など

指標

(16体験の機会の場認定数(累計)

国際的な視点での取組

- ○ユネスコスクールなどの先進事例の周知・広報。
- ○国際機関等と連携した取組の状況やその成果をわかりやす く紹介。

など

環境教育等の取組状況の点検等

○ 環境教育等に関する各種施策について、毎年の取組状況を公表等

福島県環境教育等行動計画【概要版】 平成29年 月 日発行 福島県生活環境部生活環境総務課